

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果について

1 概要

第1回の子ども・子育て会議の資料第4号「人口推計の再算定結果について」でお示した人口推計（5か年平均の伸び率で算出した人口推計）により、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を再算定したため、ご報告いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和元年度の実績（子育て支援サービスの利用）が減少したことから、ニーズ量の再算定には、平成30年度の実績を用いています。

【参考資料2 参照】

子育て支援サービスの種類によっては、ニーズ量の算定に当たって、

$$\text{（利用回数等の実績）} \div \text{（利用対象者数）} = \text{（利用意向率）}$$

で求めた利用意向率を、人口推計に乗じることで算出しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用回数の実績が大幅に減った場合などは、利用意向率が低くなるため、その数値を用いると、ニーズ量が大幅に少なく算出されるおそれがあります。

このため、今年度行うニーズ量の再算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった平成30年度の利用回数の実績から求めた利用意向率を用いました。

2 再算定結果

次ページ以降の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」のとおり

※この資料は、文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）のP.128～P.140、子ども・子育て支援事業計画の部分より抜粋した上で、再算定結果を加筆し、下線で表記しています。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

(1) 利用者支援事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p>					
<p>確保方策の考え方</p>	<p>文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図ります。</p> <p>● 関連事業</p> <p>1-1-1 妊娠・出産への支援</p> <p>5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業</p> <p>5-2-4 子育てひろば事業</p>					
<p>量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期</p>						
<p>項 目</p>		<p>2 年度</p>	<p>3 年度</p>	<p>4 年度</p>	<p>5 年度</p>	<p>6 年度</p>
<p>利用者 支援事業</p>	<p>母子保健型</p>	<p>保健サービスセンター 2 か所</p>				
	<p>その他</p>	<p>文京シビックセンター 1 か所（保育ナビゲーター・子育てガイド）</p>				
		<p>地域団体による地域子育て支援拠点 4 か所 （新規開設施設 1 か所を含む）</p>				
		<p>子育てひろば 5 か所</p>				

<量の見込み（ニーズ量）・確保方策について>

利用者支援事業は、子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）などの既存の子育て支援施設の機能を拡充することで、多くの利用者に支援ができるよう事業を展開する。令和 2 年度以降は、各施設の利用状況を確認の上、適切な規模を確保していく。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点施設事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		<p>子育てひろば5か所と地域団体による地域子育て支援拠点4か所で事業を実施します。</p> <p>● 関連事業</p> <p>5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業</p> <p>5-2-4 子育てひろば事業</p> <p><事業量の算定方法></p> <p>子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川の5か所を事業量としました。</p> <p>また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み （ニーズ量）	計画上	56,916人	58,301人	59,799人	61,141人	63,034人
	再算定	<u>56,318人</u>	<u>56,860人</u>	<u>56,653人</u>	<u>57,298人</u>	<u>58,169人</u>
確保 方 策	地域団体による 地域子育て支援拠点 事業	4か所（新規開設施設1か所を含む）				
	子育てひろば事業	5か所				

(3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		<p>妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。</p> <p>● 関連事業</p> <p>1-1-1 妊娠・出産への支援</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み （ニーズ量）	計画上	2,097人	2,114人	2,181人	2,250人	2,314人
	再算定	1,996人	2,012人	2,044人	2,061人	2,094人
確保方策	妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関（病院、診療所など）※				
		主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など				
		実施時期：通年				

※ 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		<p>生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行う。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。</p> <p>● 関連事業 1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み （ニーズ量）	計画上	2,097人	2,114人	2,181人	2,250人	2,314人
	再算定	<u>1,996人</u>	<u>2,012人</u>	<u>2,044人</u>	<u>2,061人</u>	<u>2,094人</u>
確保方策	乳児家庭全戸訪問事業	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施				
		実施機関：2か所 （保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。</p> <p>また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパー派遣事業や子育て支援講座の開催など、児童虐待防止対策事業を実施するとともに、社会的養育の充実を目的に、養育家庭普及活動の推進を図ります。</p> <p>地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。</p> <p>● 関連事業</p> <p>4-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実</p> <p>4-1-2 児童虐待防止対策事業</p> <p>4-1-3 育児支援ヘルパー事業</p>				
<p>量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期</p>					
<p>項目</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>5年度</p>	<p>6年度</p>
<p>児童虐待防止ネットワークの充実</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の開催</p>				
	<p>育児支援ヘルパー派遣回数 719回</p>				
	<p>子育て支援講座の開催 2回/年</p>				

(6) 子育て短期支援事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。</p>						
<p>量の見込み（ニーズ量）の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の各事業の延べ利用人数から算出しました。</p>						
<p>確保方策の考え方</p>	<p>区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。</p> <p>● 関連事業</p> <p>2-2-5 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)</p> <p><事業量算定方法></p> <p>乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は、2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、$365日 \times 2施設 \times 1人 = 730人日/年$としました。</p> <p>トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を $365人日/年$としました。</p>						
<p>量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期</p>							
<p>項目</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>5年度</p>	<p>6年度</p>		
<p>量の見込み（ニーズ量）</p>							
	<p>ショートステイ事業</p>	<p>計画上</p>	<p>493人</p>	<p>507人</p>	<p>519人</p>	<p>531人</p>	<p>546人</p>
		<p>再算定</p>	<p><u>459人</u></p>	<p><u>471人</u></p>	<p><u>477人</u></p>	<p><u>487人</u></p>	<p><u>497人</u></p>
	<p>トワイライトステイ事業</p>	<p>計画上</p>	<p>156人</p>	<p>161人</p>	<p>165人</p>	<p>170人</p>	<p>175人</p>
		<p>再算定</p>	<p><u>156人</u></p>	<p><u>162人</u></p>	<p><u>165人</u></p>	<p><u>169人</u></p>	<p><u>173人</u></p>
<p>確保方策</p>							
	<p>ショートステイ事業</p>	<p>730人</p>	<p>730人</p>	<p>730人</p>	<p>730人</p>	<p>730人</p>	
	<p>トワイライトステイ事業</p>	<p>365人</p>	<p>365人</p>	<p>365人</p>	<p>365人</p>	<p>365人</p>	
<p>[確保方策]－[ニーズ量]</p>							
	<p>ショートステイ事業</p>	<p>計画上</p>	<p>237人</p>	<p>223人</p>	<p>211人</p>	<p>199人</p>	<p>184人</p>
		<p>再算定</p>	<p><u>271人</u></p>	<p><u>259人</u></p>	<p><u>253人</u></p>	<p><u>243人</u></p>	<p><u>233人</u></p>
	<p>トワイライトステイ事業</p>	<p>計画上</p>	<p>209人</p>	<p>204人</p>	<p>200人</p>	<p>195人</p>	<p>190人</p>
		<p>再算定</p>	<p><u>209人</u></p>	<p><u>203人</u></p>	<p><u>200人</u></p>	<p><u>196人</u></p>	<p><u>192人</u></p>

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数(預かりに関する活動)から算出しました。					
確保方策の考え方	<p>文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。</p> <p>● 関連事業</p> <p>5-1-2 ファミリー・サポート・センター事業</p> <p><事業量算定方法></p> <p>事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出しました。</p> <p>小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 5.64% (平成30年度 活動総件数 8,977件 うち小学生の預かり 506件※)</p> <p>過去5年間の活動実績を参考に令和2年度以降の総活動件数を推計し、その値に上記割合をかけて事業量を算定しました。</p>					
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（ニーズ量）						
延べ利用児童数 小学生低学年	計画上	406人	431人	447人	470人	473人
	再算定	<u>422人</u>	<u>448人</u>	<u>465人</u>	<u>488人</u>	<u>489人</u>
延べ利用児童数 小学生高学年	計画上	120人	124人	128人	133人	141人
	再算定	<u>128人</u>	<u>133人</u>	<u>136人</u>	<u>142人</u>	<u>151人</u>
合計	計画上	526人	555人	575人	603人	614人
	再算定	<u>550人</u>	<u>581人</u>	<u>601人</u>	<u>630人</u>	<u>640人</u>
確保方策						
ファミリー・サポート・センター事業	計画上	593人	642人	695人	752人	814人
[確保方策]－[ニーズ量]						
ファミリー・サポート・センター事業	計画上	67人	87人	120人	149人	200人
	再算定	<u>43人</u>	<u>61人</u>	<u>94人</u>	<u>122人</u>	<u>174人</u>

※平成30年度から統計方法を見直しているため、直近の数字を用いて算出しています。

(8) 一時預かり事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p>
----------------------------	---

<一時預かり事業（幼稚園型）>

<p>量の見込み（ニーズ量）の算定方法</p>	<p>将来人口推計とニーズ調査における定期利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施します。（各園で実施内容は異なる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連事業 <ul style="list-style-type: none"> 2-1-14 区立幼稚園の預かり保育 <p><事業量算定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ●区立幼稚園 <p>登録利用については、全園登録人数 280 人×実施日数 290 日 = 81,200 人日/年とし、一時利用については、利用者 10 人×実施園数 10 園×実施日数 290 日 = 29,000 人日/年としました。</p> ●私立幼稚園 <p>各園における実施内容が異なることから、平成 30 年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。※</p>

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（ニーズ量）						
一時利用の 預かり保育	計画上	32,070人	32,252人	32,684人	32,613人	33,416人
	再算定	<u>32,237人</u>	<u>32,212人</u>	<u>32,776人</u>	<u>32,171人</u>	<u>32,501人</u>
定期利用の 預かり保育	計画上	115,952人	116,614人	118,175人	117,918人	120,821人
	再算定	<u>116,559人</u>	<u>116,467人</u>	<u>118,506人</u>	<u>116,320人</u>	<u>117,514人</u>
合 計	計画上	148,022人	148,866人	150,859人	150,531人	154,237人
	再算定	<u>148,796人</u>	<u>148,679人</u>	<u>151,282人</u>	<u>148,491人</u>	<u>150,015人</u>
確保方策						
区立幼稚園での 預かり保育		110,200人	110,200人	110,200人	110,200人	110,200人
私立幼稚園での 預かり保育		73,920人	73,920人	73,920人	73,920人	73,920人
合 計		184,120人	184,120人	184,120人	184,120人	184,120人
[確保方策]－[ニーズ量]						
合 計	計画上	36,098人	35,254人	33,261人	33,589人	29,883人
	再算定	<u>35,324人</u>	<u>35,441人</u>	<u>32,838人</u>	<u>35,629人</u>	<u>34,105人</u>

※実績が年々伸びているため、直近の数字を用いて算定しています。

<一時預かり事業（幼稚園型以外）>

量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		3 か所（令和 5 年度以降は 4 か所）のキッズルームと区立認可保育園 17 園において、一時預かり事業を実施します。 ● 関連事業 2-2-1 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 2-2-2 一時保育（キッズルーム） <事業量算定方法> ● 緊急一時保育、リフレッシュ一時保育 年間の事業実施日を 292 日（平成 30 年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が 41 人であることから、41 人×292 日＝11,972 人日／年としました。 ● 一時保育事業 キッズルームごとに、1 日の最大受入人数実績と開室日数（平成 30 年度実績）から事業量を算出しました。 ・キッズルームシビック 23 人×358 日＝8,234 人日／年 ・キッズルーム目白台 11 人×293 日＝3,223 人日／年 ・キッズルームかごまち 12 人×293 日＝3,516 人日／年 ・令和 5 年度に大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に新規施設を開設予定（キッズルームかごまちと同規模を想定） 12 人×293 日＝3,516 人日／年				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項目		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（ニーズ量）						
利用児童数	計画上	26,130 人	26,528 人	27,027 人	27,267 人	28,025 人
	再算定	<u>26,137 人</u>	<u>26,241 人</u>	<u>26,417 人</u>	<u>26,292 人</u>	<u>26,621 人</u>
確保方策						
緊急一時保育、リフレッシュ一時保育		11,972 人	11,972 人	11,972 人	11,972 人	11,972 人
一時保育事業		14,973 人	14,973 人	14,973 人	18,489 人	18,489 人
合計		26,945 人	26,945 人	26,945 人	30,461 人	30,461 人
[確保方策]－[ニーズ量]						
合計	計画上	815 人	417 人	▲82 人	3,194 人	2,436 人
	再算定	<u>808 人</u>	<u>704 人</u>	<u>528 人</u>	<u>4,169 人</u>	<u>3,840 人</u>

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方	全ての区立認可保育園及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む）において、延長保育事業を実施します。 ● 関連事業 2-1-18 保育園延長保育 <事業量算定方法> 本計画中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を15人（小規模保育事業は5人）とし、既存園の延長保育定員数に加算して事業量を算定しました。なお、認証保育所については年度により区民利用数変動するため、1か所あたりの利用数を10名としています。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（ニーズ量）					
計画上	1,598人	1,624人	1,651人	1,661人	1,707人
再算定	<u>1,609人</u>	<u>1,614人</u>	<u>1,623人</u>	<u>1,613人</u>	<u>1,632人</u>
確保方策					
区立認可保育園の延長保育	409人	409人	409人	409人	409人
私立認可保育園等の延長保育	863人	1,003人	1,153人	1,303人	1,303人
合計	1,272人	1,412人	1,562人	1,712人	1,712人
[確保方策]－[ニーズ量]					
計画上	▲326人	▲212人	▲89人	51人	5人
再算定	<u>▲337人</u>	<u>▲202人</u>	<u>▲61人</u>	<u>99人</u>	<u>80人</u>

(10) 病児保育事業（病後児保育事業を含む）


<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。</p>
<p>量の見込み（ニーズ量）の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の実際の利用延べ人数から算出しました。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>区が委託する病児・病後児保育施設で保育を実施します。</p> <p>令和2年度に都立駒込病院内病児・病後児保育施設を、令和3年度に春日・後樂園駅前地区病児・病後児保育施設を新規開設し、4か所の施設で実施します。</p> <p>● 関連事業</p> <p>2-2-3 病児・病後児保育</p> <p><事業量算定方法></p> <p>年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。病気の流行状況等により、一定程度お断りせざるを得ない運営状況を見込み、直近のお断り件数実績をもとに稼働可能率を設定し、受入可能人数に掛け合わせて事業量を算出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保坂病児保育ルーム 6人×240日＝1,440人日 ・順天堂病後児保育ルーム「みつばち」 6人×240日＝1,440人日 ・都立駒込病院内施設に区民枠確保 4人×240日＝960人日 (令和2年9月開設予定とし、令和2年度の開室日数は140日としました。) ・春日・後樂園駅前地区に開設 6人×240日＝1,440人日 (開設までに最低限必要な準備期間を見込み、令和3年4月開設としました。)

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項 目	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（ニーズ量）					
計画上	2,985 人	3,076 人	3,154 人	3,228 人	3,293 人
再算定	<u>2,993 人</u>	<u>3,061 人</u>	<u>3,115 人</u>	<u>3,160 人</u>	<u>3,188 人</u>
確保方策					
保坂病児保育ルーム	1,440 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人
順天堂病後児ルーム 「みつばち」	1,440 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人
都立駒込病院内病児・ 病後児保育施設	560 人	960 人	960 人	960 人	960 人
春日・後樂園駅前地区 病児・病後児保育施設	0 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人
小 計	3,440 人	5,280 人	5,280 人	5,280 人	5,280 人
稼働可能率 74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%
事 業 量	2,556 人	3,923 人	3,923 人	3,923 人	3,923 人
[確保方策]－[ニーズ量]					
計画上	▲429 人	847 人	769 人	695 人	630 人
再算定	<u>▲437 人</u>	<u>862 人</u>	<u>808 人</u>	<u>763 人</u>	<u>735 人</u>

※文京区では、訪問型病児・病後児保育事業（ベビーシッター利用料の助成）を独自に実施しています。

(11) 放課後児童健全育成事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。</p>
<p>量の見込み（ニーズ量）の算定方法</p>	<p>将来人口推計とニーズ調査における育成室の利用意向割合からニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において育成室を利用していない者のうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性がある層を加えました。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>現在の育成室事業を継続し、計画期間中に新たに 9 か所の育成室を整備します。また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定員数の維持確保を行います。</p> <p>また、全区立小学校 20 校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。今後は実施時間の延長など、事業の充実を図ります。</p> <p>● 関連事業</p> <p>2-3-1 育成室の整備及び運営 2-3-2 育成室の障害児保育 2-3-5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備</p> <p><事業量算定方法></p> <p>本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね 40 人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。</p>

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期								
項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み（ニーズ量）								
低学年	利用児童数 （1年生）	計画上	772人	821人	831人	898人	835人	
		再算定	<u>783人</u>	<u>833人</u>	<u>832人</u>	<u>901人</u>	<u>837人</u>	
	利用児童数 （2年生）	計画上	582人	605人	644人	651人	703人	
		再算定	<u>578人</u>	<u>611人</u>	<u>650人</u>	<u>651人</u>	<u>703人</u>	
	利用児童数 （3年生）	計画上	477人	514人	536人	569人	576人	
		再算定	<u>484人</u>	<u>512人</u>	<u>541人</u>	<u>577人</u>	<u>578人</u>	
	計	計画上	1,831人	1,940人	2,011人	2,118人	2,114人	
		再算定	<u>1,845人</u>	<u>1,956人</u>	<u>2,023人</u>	<u>2,129人</u>	<u>2,118人</u>	
	高学年	利用児童数 （4年生）	計画上	103人	104人	113人	117人	124人
			再算定	<u>103人</u>	<u>105人</u>	<u>112人</u>	<u>118人</u>	<u>126人</u>
利用児童数 （5年生）		計画上	81人	81人	81人	88人	91人	
		再算定	<u>81人</u>	<u>81人</u>	<u>82人</u>	<u>87人</u>	<u>92人</u>	
利用児童数 （6年生）		計画上	84人	93人	92人	93人	100人	
		再算定	<u>84人</u>	<u>92人</u>	<u>92人</u>	<u>94人</u>	<u>100人</u>	
計		計画上	268人	278人	286人	298人	315人	
		再算定	<u>268人</u>	<u>278人</u>	<u>286人</u>	<u>299人</u>	<u>318人</u>	
確保方策								
育成室の整備（低学年）		1,862人	1,942人	2,022人	2,120人	2,120人		
放課後全児童向け事業の充実		日数・時間の充実（全校）						
								

※なお、この放課後児童健全育成事業については、第1回会議の資料第5号別紙2において、既に量の見込みの再算定結果と確保方策の比較をご確認いただいております。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付の認定及び施設等利用給付の認定を受けた保護者のうち、低所得で生計が困難な方の子どもが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育施設の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を促進するため、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言、事業開始後の区立園長等経験者による利用児童への対応等に関する巡回指導等、新規参入施設の事業の推進状況に応じた必要な支援を行っていきます。